

2020年5月1日

お取引先様各位



東京システムズ株式会社
代表取締役 本橋 徹

緊急事態宣言に伴う在宅勤務の延長について

拝啓貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、政府の緊急事態宣言延長や解除条件などが報道されております。弊社におきましてはお客様及び従業員の安全確保を最優先に、在宅勤務の推進期間を緊急事態宣言の期間と改めることといたしました。

特定警戒都道府県の対象となった都道府県に在籍する弊社事務所の勤務者を対象に、対応可能な業務従事者の在宅勤務を推進して参ります。

また、今後宣言に準じ、期間や対象事務所の変更の可能性もございます。

お客様には、ご連絡に時間を要す場合があるなど、ご不便、ご迷惑をお掛けいたしますことをお詫び申し上げます。今後も引き続き、お客様の事情に見合った緊急連絡体制など、個別のご相談に早急に応じて参ります。引き続き、政府の方針に基づき対応を決定していくと共に、適切な事業継続に努めて参りますので、何卒ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、現在お客様に常駐の業務従事者に関しましては、お客様方針に従いご対応させていただきますのでご安心いただき、不都合がございましたら遠慮なくお申し出いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

■ 在宅勤務推進期間（予定）

緊急事態の宣言期間

■ 在宅勤務推進対象事務所（予定）

緊急事態宣言 特定警戒都道府県(2020年5月1日現在、以下の事務所が該当)

本社：東京都渋谷区恵比寿1-18-18 東急不動産恵比寿ビル9F

東京事業所：東京都港区西新橋3-25-33 フロンティア御成門2F

名古屋事業所：愛知県名古屋市中区錦1-7-26 CK25錦MJビル2F

以上